



目 次

告 示	ページ
○公共測量の実施の通知（4件）（用地対策課）	1
○公共測量の終了の通知（4件）（ 〃 ）	1
○土地収用法に基づく事業の認定（ 〃 ）	1
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出（会計管理課）	2
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画課）	3
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	3
監査公表	
○定期監査の執行結果（農業振興部須崎農業振興センターほか）	3
正 誤	
◎正誤（令5・5・23付け 規則ほか）	8

告 示

高知県告示第582号

高知県農業振興部中央東農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年8月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年9月5日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 作業期間
令和5年9月1日から令和6年3月15日まで
- 作業地域
香南市夜須町上夜須

高知県告示第583号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年8月10日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年9月5日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 作業期間
令和5年8月10日から令和6年1月31日まで
- 作業地域
土佐国道事務所管内国道33号越知道路（高岡郡越知町越知字横倉から字一宮川原クビまで）

高知県告示第584号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年8月10日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年9月5日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（道路基準点測量）
- 作業期間
令和5年8月10日から令和6年1月31日まで
- 作業地域
土佐国道事務所管内国道33号越知道路（高岡郡越知町越知字一宮谷ノ北及び字田ノホキ）

高知県告示第585号

四万十町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年8月10日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年9月5日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（用地測量）
- 作業期間
令和5年8月16日から令和6年3月15日まで
- 作業地域
高岡郡四万十町大正中津川地区

高知県告示第586号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和5年4月高知県告示第245号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年7月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年9月5日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第587号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和5年4月高知県告示第247号（公共測量の実施の通知）で告示した公

共測量が令和5年7月26日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年9月5日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第588号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和5年5月高知県告示第266号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年7月27日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年9月5日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第589号

高知県土木部須崎土木事務所長から令和5年5月高知県告示第307号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年7月24日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年9月5日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第590号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和5年9月5日

高知県知事 濱田 省司

- 起業者の名称
社会福祉法人香南会
- 事業の種類
認知症高齢者グループホーム「びわの里」整備事業
- 起業地
(1) 収用の部分
室戸市室津字サコノ下タ地内
(2) 使用の部分
なし
- 事業の認定をした理由
令和5年7月6日に社会福祉法人香南会から申請があった認知症高齢者グループホーム「びわの里」整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。
(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行うため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業の施設として認知症

高齢者グループホームを整備しようとするものであり、土地収用法第3条第23号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に該当する。

したがって、本事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本事業の起業者である社会福祉法人香南会は、平成3年に法人を設立して以来、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2の規定による所轄庁の指定を受け、認知症対応型老人共同生活援助事業等を複数経営している。また、本事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じていることから、本事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
ア 本事業の施行により得られる公共の利益について
現在の認知症高齢者グループホーム「びわの里」（以下「既存施設」という。）は、海拔7.5メートルで海岸に非常に近く、室戸市津波防災マップにおいて津波浸水想定区域内に立地しており、本県において甚大な被害が想定される南海トラフ大地震による最大クラスの津波が発生した場合、津波浸水予測時間（浸水深が30センチメートルになる時間）は20分から30分、浸水深は5.0メートルから10.0メートルが想定されている。既存施設の入居者及び職員の全員が高台へ避難するためには、日勤帯で約30分、夜間帯で約1時間以上の時間を要するとされ、災害発生時の安全が確保されていないことが問題となっている。また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき室戸市が策定した室戸市地域防災計画（令和4年3月改正）において、既存施設は要配慮者利用施設に該当しているが、同計画では、要配慮者対策として津波浸水想定区域内に所在する社会福祉施設等は高台への移転を検討することとされている。

室戸市では令和5年4月時点で高齢化率が51パーセントを超えており、今後も高齢化が更に進むことが予測されている。室戸市に所在する2箇所の認知症高齢者グループホーム（既存施設を含む。）は、常時満床の状態であり、室戸市が令和3年3月に策定した室戸市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画によると、認知症高齢者グループホームの新設は計画されていないことから、施設の高台への移転に当たっては、既存施設と同等の入居定員及び施設の整備が最低限度必要である。

本事業の起業地は、海拔19.4メートルで室戸市中心部の津波浸水想定区域外であり、津波等の災害発生時に

も入居者及び職員の避難が不要であると予測されるため、安全の確保が見込まれる。また、起業地周辺には住宅地があり、公共交通機関でも来所しやすい立地となることから、入居者と家族や地域住民との交流の機会が増え、地域における社会福祉の増進が見込まれる。

以上のことから、本事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本事業の施行により失われる利益について

本事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため実施していないが、本事業の性質上、大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、震動等を生じる施設ではないことから、周辺環境への影響は極めて少ないものと考えられる。

希少野生動植物については、高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）により、起業者が特に保護を図る必要があると認められる15種並びに高知県レッドリスト（動物編）及び高知県レッドリスト（植物編）に掲載のある動植物については、現地調査の結果、生育は確認されなかったが、今後、生育が確認された場合は、適切な措置を講ずることとしている。

また、埋蔵文化財については、室戸市教育委員会に問合せを行った結果、起業地内に文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないことを確認しており、本事業の施行に伴い、存在が確認された場合は、室戸市教育委員会に報告し、適切な措置を講ずることとしている。

以上のことから、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本事業の候補地として、津波浸水想定区域外の3候補地を選定した上で、利便性、経済性、周辺環境等を考慮し、総合的に判断した結果、他の候補地2案と比較して最も適地であると判断される。

このことから、本事業に係る起業地が最も適切であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本事業に係る起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、本事業は、既存施設が津波浸水想定区域内に立地しており、近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震による津波被害等の危険性が高い状況であり、入居者及び職員の安全の確保のため、社会福祉施設等の高台への移転が推奨されているものである。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）による設備基準等を満たすためのものであり、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
室戸市役所保健介護課

高知県告示第591号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月5日

高知県知事 濱田 省司

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

(変更前) 高知市丸ノ内一丁目2番20号
一般社団法人高知県交通安全協会
会長 松村 純爾

(変更後) 高知市丸ノ内一丁目2番20号
一般社団法人高知県交通安全協会
会長 島崎 博之

2 変更年月日
令和5年6月16日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により四万十市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和5年9月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
中村都市計画下水道
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び四万十市役所

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第21号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年9月5日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）
 - (2) 種別
 - ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
 - イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
 - (3) 実施期日
 - ア 新規取得講習
令和5年11月7日（火）から同月15日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
 - イ 追加取得講習
令和5年11月13日（月）から同月15日までの3日間

(4) 実施場所
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
高知県立高知青少年の家

- 2 受講者定員
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
 - (1) 新規取得講習 25人
 - (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
 - (1) 新規取得講習
受講申込み時において、最近5年間に4号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 追加取得講習
受講申込み時において、4号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)に該当するものとする。
- 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
 - (1) 受講希望の事前申込方法
 - ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。
 - イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。
 - ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。
 - (2) 事前申込みの受付期間
 - ア 令和5年10月2日（月）及び同月3日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。
 - イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。
 - (3) 受講予定者の確定方法
 - ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。
 - イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和5年10月4日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。
 - ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。
- 5 受講申込手続
受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。

- (1) 受講申込書等の提出期間
令和5年10月10日（火）から同月12日（木）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。
- (2) 受講申込書等の提出先
高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。
- (3) 提出書類
 - ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通
 - イ 4号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書 1通
 - ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通
 - エ 受講申込確認書 1通
- (4) 受講申込書等の提出方法
受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。
なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。
- 6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法
講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては34,000円、追加取得講習にあつては10,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。
なお、納付された受講手数料は、返還しない。
- 7 講習の委託
講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。
- 8 講習に関する問い合わせ先
 - (1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）
 - (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

監 査 公 表

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。
令和5年9月5日

高知県監査委員 加藤 漠
同 田中 徹
同 奥村 陽子
同 五百蔵 誠一

定期監査結果報告（令和5年度第1回）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査

2 監査の対象

監査対象機関225機関（出先機関121機関を含む。）のうち出先機関44機関（別表1のとおり）

3 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。

4 監査の実施内容

令和4年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

実施機関別には是正又は改善を要する事務として、指摘事項及び注意事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。

なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものは、次のとおりである。

1 指摘事項

(1) 農業振興部須崎農業振興センター

窪川2期地区地域ため池総合整備小屋ガ谷池仮設道工事において、高知県建設工事検査規程（昭和42年1月高知県訓令第3号）に基づき技術管理課長が検査命令権者になるべき完成検査を事務所長が命令していた。

これは、農業振興部の課が主管する工事にあつては、1件の請負対象金額が5,000万円以上のものは、土木部において工事検査を実施するものと定めた高知県建設工事検査規程第6条の2の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 農業振興部農業技術センター

農業技術センター庁舎清掃業務委託において、予算額を上回る予定価格を設定していた。

これは、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、予算の定めるところに従いしなければならないと定めた地方自治法第232条の3の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(3) 林業振興・環境部中央西林業事務所

幹線林道開設事業上名・用居線1工区工事において、高知県建設工事検査規程に基づき技術管理課長が検査命令権者になるべき完成検査を事務所長が命令していた。

これは、林業振興・環境部の課が主管する工事にあつては、1件の請負対象金額が5,000万円以上のものは、土木部において工事検査を実施するものと定めた高知県建設工事検査規程第6条の2の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(4) 教育委員会春野高等学校

生産物の売払いにおいて、令和4年度に収入調定を行うべきところ、令和5年度に行っていたものがあつた。

これは、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると定めた地方自治法第208条に規定する会計年度及びその独立の原則に反する不適切な事務処理である。

また、歳入徴収者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第22条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 意見

今回監査を実施した出先の44機関のうち18機関において、是正又は改善を要する不適切な事務処理が26件認められた。

令和4年度と比較して件数が減少したのは5機関、増加したのは15機関で、増減がなかったのは3機関であつた。

また、2年連続で適正に事務が行われていたのは、21機関となっている。

内部統制制度の導入に伴い、定期監査において明らかになる不適切な事務処理は減少傾向にあつたが、本年度は増加している。

事務処理の誤りの多くは、担当者の失念並びに会計事務に対する知識不足及び確認不足であり、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者は、その根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

別表1 (監査対象機関)

機関名		機関名	
知事部局	危機管理部	知事部局	林業振興・環境部
	消防学校		嶺北林業振興事務所
	危機管理部 1機関		中央西林業事務所
	健康政策部		須崎林業事務所
	安芸福祉保健所		林業振興・環境部 3機関
	中央西福祉保健所		水産振興部
	須崎福祉保健所		水産試験場
	幡多福祉保健所		水産振興部 1機関
	衛生環境研究所		公営企業局
	幡多看護専門学校		あき総合病院
	食肉衛生検査所		幡多けんみん病院
	健康政策部 7機関		公営企業局 2機関
	子ども・福祉政策部		教育委員会
	精神保健福祉センター		教育センター
	希望が丘学園		中部教育事務所
	幡多児童相談所		西部教育事務所
	女性相談支援センター		青少年センター
	子ども・福祉政策部 4機関		心の教育センター
	文化生活スポーツ部		春野高等学校
	消費生活センター		窪川高等学校
文化生活スポーツ部 1機関	宿毛工業高等学校		
商工労働部	盲学校		
紙産業技術センター	高知ろう学校		
高知高等技術学校	高知若草特別支援学校		
商工労働部 2機関	教育委員会 11機関		
農業振興部	警察本部		
安芸農業振興センター	須崎警察署		
中央西農業振興センター	窪川警察署		
須崎農業振興センター	警察本部 2機関		
幡多農業振興センター	合計 44機関		
農業技術センター			
農業技術センター果樹試験場			
農業技術センター茶業試験場			
畜産試験場			
中央家畜保健衛生所			
西部家畜保健衛生所			
農業振興部 10機関			

別表2 (実施機関別の指摘事項及び注意事項)

() : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分								参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	検討	計	令和4年度	増減
知事部局											
危機管理部											
消防学校											
健康政策部	1	1	2	3				7	2	5	
安芸福祉保健所									1	△1	
中央西福祉保健所											
須崎福祉保健所		1	1	1				3	1	2	
幡多福祉保健所			1	1				2		2	
衛生環境研究所											
幡多看護専門学校				1				1		1	
食肉衛生検査所	1							1		1	
子ども・福祉政策部			2	1				3	2	1	
精神保健福祉センター											
希望が丘学園			2	1				3	2	1	
幡多児童相談所											
女性相談支援センター											
文化生活スポーツ部				1				1		1	
消費生活センター				1				1		1	
商工労働部				1				1	2 (1)	△1	
紙産業技術センター									1 (1)	△1	
高知高等技術学校				1				1	1		
農業振興部			1	2 (1)		1	1 (1)	5 (2)	3	2	
安芸農業振興センター						1		1		1	
中央西農業振興センター											
須崎農業振興センター							1 (1)	1 (1)	1		
幡多農業振興センター									1	△1	
農業技術センター			1	1 (1)				2 (1)	1	1	
農業技術センター果樹試験場											
農業技術センター茶業試験場											
畜産試験場				1				1		1	
中央家畜保健衛生所											
西部家畜保健衛生所											
林業振興・環境部						1	1 (1)	2 (1)	1	1	
嶺北林業振興事務所											
中央西林業事務所						1	1 (1)	2 (1)	1	1	
須崎林業事務所											
水産振興部											
水産試験場											

() : 指摘事項の件数で内数

機関名	事務区分								参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	検討	計	令和4年度	増減
公営企業局										4 (1)	△4
あき総合病院										4 (1)	△4
幡多けんみん病院											
教育委員会	1	1 (1)		4		1			7 (1)	2	5
教育センター						1			1		1
中部教育事務所											
西部教育事務所										1	△1
青少年センター	1			1					2		2
心の教育センター				1					1	1	
春野高等学校		1 (1)							1 (1)		1
窪川高等学校				1					1		1
宿毛工業高等学校											
盲学校				1					1		1
高知ろう学校											
高知若草特別支援学校											
警察本部											
須崎警察署											
窪川警察署											
計	2	2 (1)	5	12 (1)	0	3	2 (2)	0	26 (4)	16 (2)	10

別表3 (事務区分別の指摘事項及び注意事項)

事務区分	指摘事項	注意事項	合計		主な内容
	件数	件数	件数	割合(%)	
共通	0	2	2	7.7	・変更届承認の決裁漏れ ・書面での意思決定漏れ
収入事務	1	1	2	7.7	・納期限の設定誤り ・調定年度誤り
支出事務	0	5	5	19.2	・経費支出伺に記載すべき事項の記載漏れ ・支出負担行為決議書の遡及 ・資金前渡の精算遅延 ・時間外手当の過払い 等
契約事務	1	11	12	46.2	・予算額を上回る予定価格を設定 ・仕様書等の添付漏れ ・変更契約の遅延 ・契約書で提出する旨を定めた書類の受領漏れ 等
補助金の交付に関する事務	0	0	0	—	
財産・物品等管理事務	0	3	3	11.5	・郵便切手類等出納簿の記載漏れ ・物品管理システムへの登録漏れ 等
土木・建築工事に関する事務	2	0	2	7.7	・工事の検査命令権者誤り
計	4	22	26	100	
参考(令和4年度)	2	14	16	—	

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令5・5・23	号外34	◎規則	1	左 (43~45)	「事業主又は代表 者の職・氏名 _____ ㊟」 を 「事業主又は代表 者の職・氏名 _____」	「代表者氏名 _____ ㊟」 を 「代表者氏名 _____」
令5・9・1	号外53	○告示	12	左 (12)	<u>10,000円</u>	12,000円